

「政策目的随意契約の事後公表について」

下記の業務委託につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する「政策目的随意契約」とし、契約を行いましたので事後公表します。

記

1. 契約業務の名称及び契約期間

番号	名称	契約予定期間
1	五泉・村松浄水場施設管理業務委託	平成31年4月1日～平成32年3月31日
2	五泉・東部・村松浄水場芝樹木管理業務委託	平成31年4月1日～平成32年3月31日
3	五泉・東部・村松配水場等配水施設 除草芝管理業務委託	平成31年4月1日～平成32年3月31日
4	五泉市簡易水道施設除草芝管理業務委託	平成31年4月1日～平成31年12月10日
5	五泉配水場構内及び管理道路清掃業務委託	平成31年4月1日～平成32年3月31日
6	新戸倉配水場構内及び管理道路清掃業務委託	平成31年4月1日～平成31年12月10日
7	山谷送水ポンプ場構内清掃業務委託	平成31年4月1日～平成31年12月10日

2. 契約の相手方

- 1～4 公益社団法人 五泉市シルバー人材センター
- 5 社会福祉法人 中東福祉会 きなせ家
- 6～7 社会福祉法人 中東福祉会 さくらの里

3. 契約の相手方とした理由

見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため

※地方自治法施行令第167条の2第1項第3号においては高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に定める団体（シルバー人材センター）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設、同条第25項に定める地域活動支援センターと随意契約ができるとされており、五泉市契約事務規則の改正により、契約内容等を公表するものです。

【問い合わせ先】

五泉市上下水道局 浄配水係

TEL 43-1515